

令和5年7月19日

令和5年第7回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和5年7月19日玉川村就業改善センター産就室に於いて第7回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

(13名)

2番	鈴木 正志	8番	八木 喜孝
3番	鈴木 正浩	9番	小針 保敏
4番	石森 博信	10番	倉鎌 利治
5番	須藤 安昭	11番	有賀 昇
6番	高林きくみ	12番	吉村 明美
7番	渡邊 利秋	13番	仁井田 健
		14番	眞弓 泰行

◎ 欠席委員 1番 小針 金之

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 塩田 敦 主事 曲山 駿

◎ 本日午後1時30分、八木職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長あいさつ。

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。

8番 八木 喜孝 10番 倉鎌 利治

◎ 議長 それでは議事に入ります。議案第20号 農地法第5条についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議長 次に、議案第20号番号4の調査員 渡邊利秋委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 7番委員 議案第20号番号4について、調査結果を報告させていただきます。

(渡邊利秋)

7月12日、眞野目推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、四辻新田字村中■■■で、地目、現況とも畑であります。

場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。

現地確認後、貸主の■■■■さんと借主の■■■■さん、■■■■さんに話を伺いました。

借主の■■■■さんは、■■人の子供と両親、祖母の計■■人で同居しており、子供の成長に伴い現在住んでいる場所が手狭となったため、独立して新築住宅を建てる計画をしたが、現在の宅地に隣接している宅地は、がけ地に隣接しており規制がかかり、やむを得ず今回の農地での申請となったとのこと。

申請地は、10ha未満の第2種農地のため、転用は可能です。また、雨水は敷地内勾配を付け隣接側溝に排水し、汚水は合併浄化槽を通して排水するため問題ないと思われま

両人とも承知しており問題はありません。
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の渡邊委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第20号番号4を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第20号番号4は、原案どおり可決されました。
続いて、議案第21号 現況証明についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に議案第21号については、調査委員が全て眞弓泰行委員のため、一括説明願います。

- ◎ 14番委員 (眞弓泰行) 議案第21号番号3から番号9につきまして、一括して調査結果を報告させていただきます。

7月6日、小針会長、吉田推進委員・事務局とともに現地確認をいたしました。今回判断するのは、申請番号3から9までの10筆で、場所は議案書を参照して頂きたいと思います。

現地確認後、申請人全員より話を伺ったところ、議案の利用状況にあるとおり、それぞれ長年耕作放棄していたが、埼玉県を本社とする■■■■より農地に復元が難しい土地については、太陽光発電をしないかという話があり、申請者の方で承諾をし、今後も農地に戻すには困難ということで今回の申請に至ったとのこと。

今回は福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の第3-2-(1)-アの「その土地が農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地」に該当するかどうか判断しました。

申請番号3及び4、7、8、9の5筆については農地の区画全てに木が生い茂り、上記の取扱要領の第3-2-(1)-アに該当すると思われます。

しかし、申請番号5、6の5筆については、農地に雑草や低木が生えた程度の農地で上記の取扱要領の第3-2-(1)-アには該当しないと思われます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の眞弓委員から一括で調査報告がございましたが、ご意見や質問がある方はお願いいたします。

(なしの声)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第21号番号3を原案どおり非農地として決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第21号番号3は原案のとおり決定されました。次に、議案第21号番号4を原案どおり非農地として決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第21号番号4は原案のとおり決定されました。次に、議案第21号番号5を非農地として否決したいと思いますのご異議ございませんか。

(異議なしの声)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第21号番号5は否決とされました。次に、議案第21号番号6を非農地として否決したいと思いますのご異議ございませんか。

(異議なしの声)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第21号番号6は原案のとおり決定されました。次に、議案第21号番号7を原案どおり非農地として決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第21号番号7は原案のとおり決定されました。次に、議案第21号番号8を原案どおり非農地として決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第21号番号8は原案のとおり決定されました。次に、議案第21号番号9を原案どおり非農地として決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第21号番号9は原案のとおり決定されました。

本日の議事は以上でございます。次に番号6のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1 非農地判断の結果について

●現地確認日：令和5年7月6日

●非農地判断の結果

1.四辻新田・山新田

田：10筆 11,055 m² 畑：8筆 8,792 m² 合計 18筆 19,847 m²

2.川辺

田：13筆 11,890 m² 畑：42筆 21,111 m² 合計 55筆 33,001 m²

2 玉川村農業委員・農地最適化推進委員分散会の開催について

日 時：令和5年7月19日（水）午後6時から
場 所：マーヴェラス 末広
会 費：5,000円

◎ 会 長 それではないようでありますので、その他を終わります。

7 閉 会 高林職務代理者

◎ 午後3時00分総会終了